

2018年度富士山測候所「研究・活用計画申請書」記入要領

2017年12月1日
認定NPO法人富士山測候所を活用する会

「研究・活用計画申請書」は公募研究の採否を決定する審査資料となります。下記の記入要領に従って作成し提出下さい。

1. 申請概要

区分（研究/活用、新規/継続）、代表者名、所属、共同研究者、事業テーマ、事業の概要を様式に従い記入して下さい。

- 「(日本語)、(英語)」とある項目は両方を記入してください。
- E-mail アドレス、電話番号（日中連絡のとれるところ）をお書き下さい。
- 事業テーマに付随するサブテーマがある場合は、「1. 申請概要」欄の指定位置にテーマ名、代表者名・所属をご記入ください。また、サブテーマごとにそれぞれ「4. 実施方法」欄の作成をお願いします。

2. 科学的意義と期待される成果

各項目について記入して下さい。

(※)過去の経験から、初めての利用者は富士山頂の特殊性の理解に時間がかかりトラブルが多いことが分かりました。研究グループに経験者を含むか、前年に現場を見て（出来れば1泊して）経験されることをお勧めします。

なお、採否の選考にあたっては安全管理の観点からこの点も留意いたします。

3. 研究業績

研究業績には過去5年間の関連研究業績を新しいものから順に記載してください。

- 学術論文については、著者名、論文タイトル、雑誌名、巻号、最初と最後のページ、発表年を記入
- 著書については、著者名、タイトル、出版社、発行年を記入

4. 実施方法

実施方法の各項目について様式に従い記入して下さい。

- 機器設置期間、庁舎滞在人員・延べ人数については夏期観測全体計画に必要なため各項目について現時点での予定で結構ですので記入して下さい。
- 設置機材は、主要なものを記入し、屋外に設置する機材は下記(※)の規制がありますので記載もれがないよう記入して下さい。

(※)富士山測候所山頂庁舎は、国立公園の特別保護地区に位置するため、建物等工作物の新・改・増築や土地の形状変更等の種々の行為について自然公園法に基づく規制を受けています。また、富士山は「特別名勝」に指定されている文化財であるため、文化財保護法に基づく規制も受けています。これらの許可申請手続きは事務局で一括して行いますが、計画書とは別に申請書類を提出していただきます。

5. 予算計画（負担金）

山頂の生活にかかわる食料などについてはご自分で準備していただくこととなっています。これらの経費の支出方法についても具体的に記入してください（大学運営費、科学研究費補助金、私費など）。

(※)『富士山測候所利用料金』はホームページからダウンロードしてください。

[会員限定ページ>測候所利用料金](#)

6. 安全管理体制、緊急連絡先

(1)事業設備等の安全管理、(2)健康管理のそれぞれについて、具体的に記述してください。

なお、環境庁、文化庁等の許認可に関係する場合は、その旨を安全管理体制欄に記述してください。

7. その他

登山あるいは山頂でのルールについては、採択決定後に配付する『安全の手引き』を守って頂きますようお願いいたします。また、その中にも記載してあります「登山計画書」につきましては、登山日の1週間前までには提出していただきますが、この個人情報については厳重に管理し、事故、病気、遭難などの非常時のみに使用します。

(※)『安全の手引き』はホームページからダウンロードしてください。

[会員限定ページ>安全の手引き](#)